

(4) 総合評価

前述の評価結果を基に総合評価を行い、各路線の整備優先度を判断します。現在進めている道路整備が完了目前である場合は、引き続き当該路線の整備を推進します。

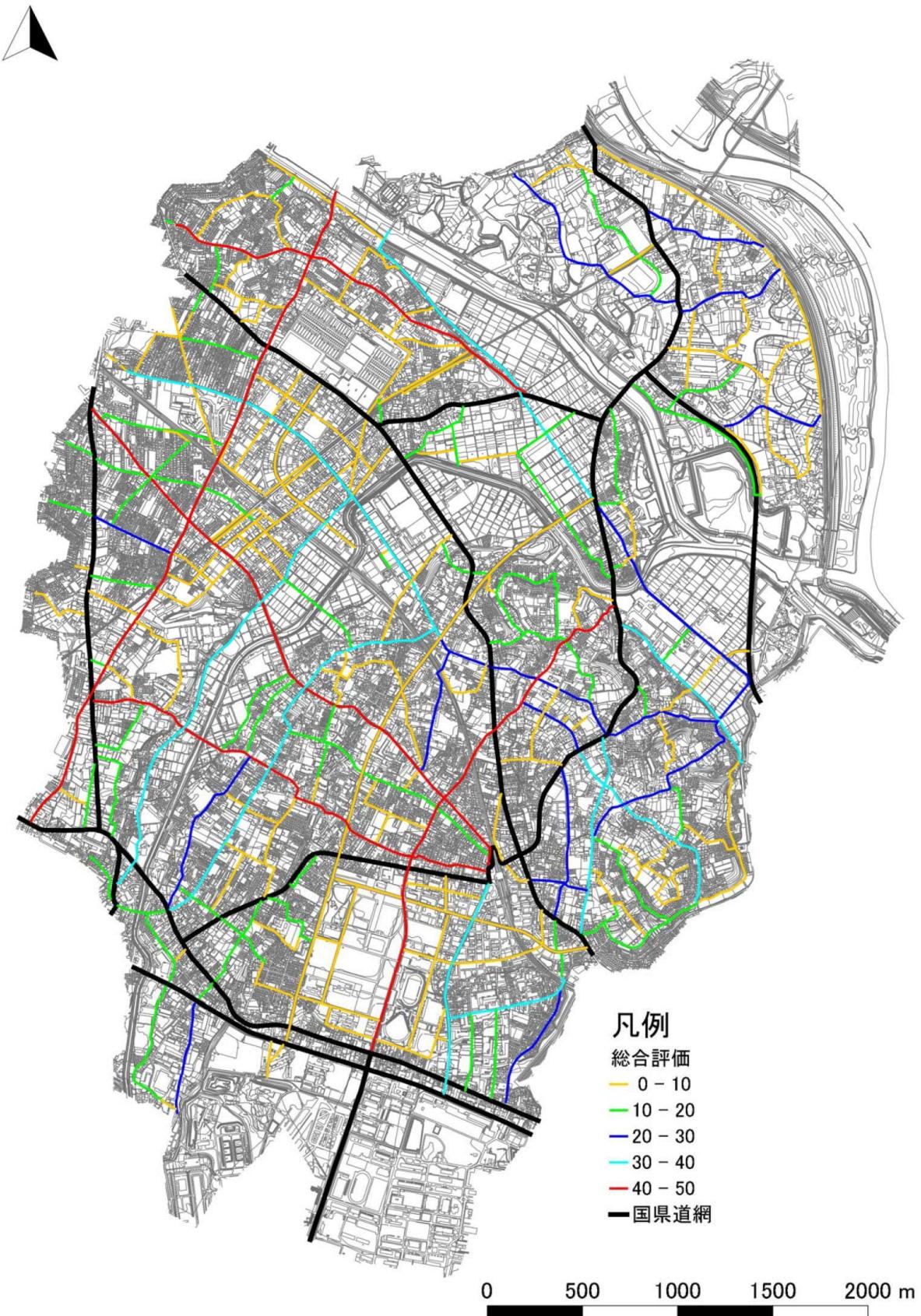


図6－10 道路網図【総合評価】

(5) 地域別の評価結果

地域ごとの道路ネットワーク形成の観点から、それぞれの区域の評価結果を整理します。地域区分は、都市計画マスタープランの区分に応じて「内間木地域」、「北部地域」、「東部地域」、「西部地域」、「南部地域」の5区分とします。

なお、複数の地域に跨る路線については、それぞれの地域ごとの特性に置き換え、該当地域における評価とし、地域別の整備優先度を明確にしました。

【内間木地域】

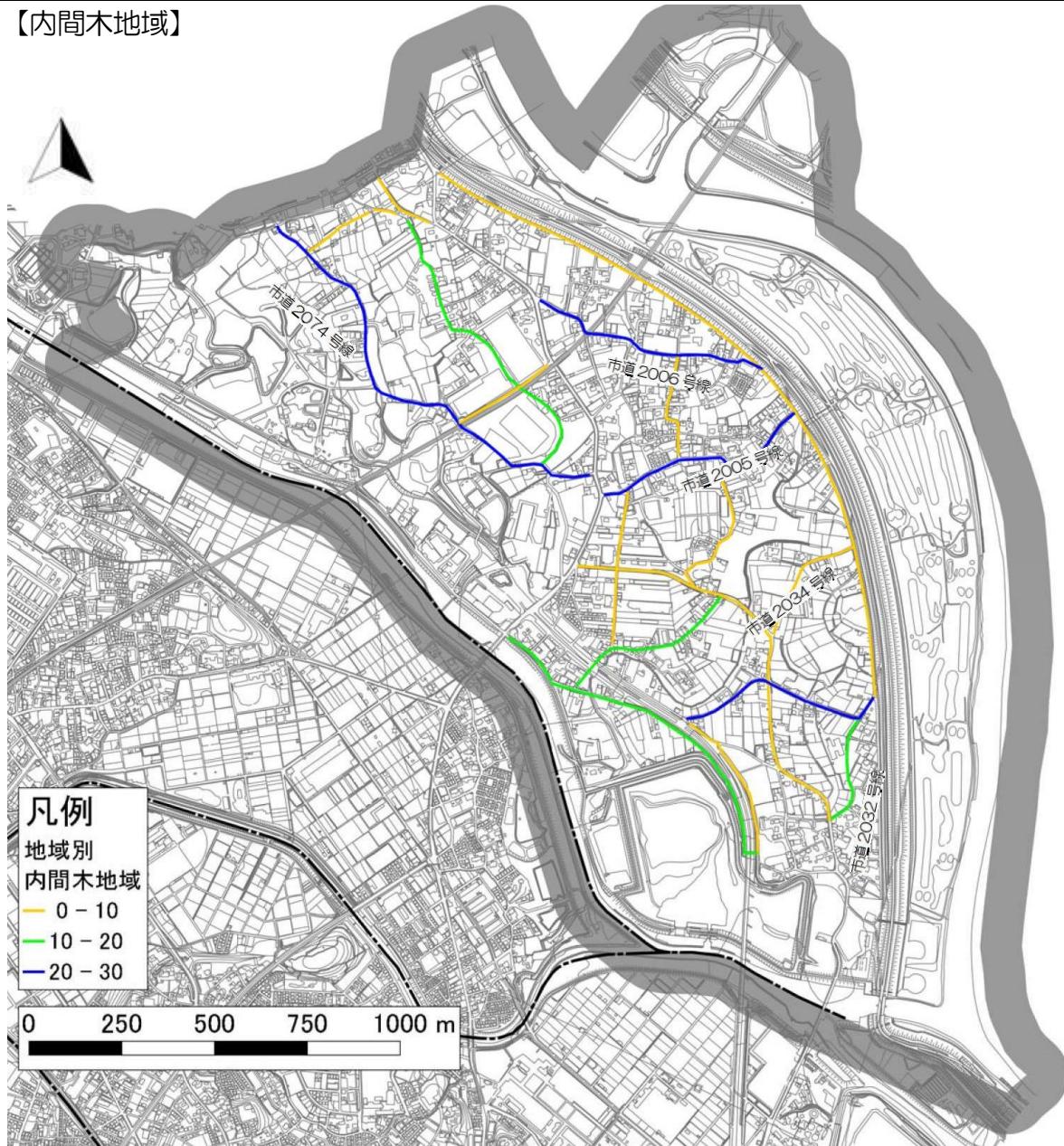


図6－11 道路網図【内間木地域】

表6－3 優先整備路線【内間木地域】

参考

評点順位	路線	幅員	関連地域
内間木-1	市道2005号線	10m	—
内間木-2	市道2074号線	6m	—
内間木-3	市道2034号線	8m	—
内間木-4	市道2006号線	6m	—
内間木-5	市道2032号線	8m	—

【北部地域】

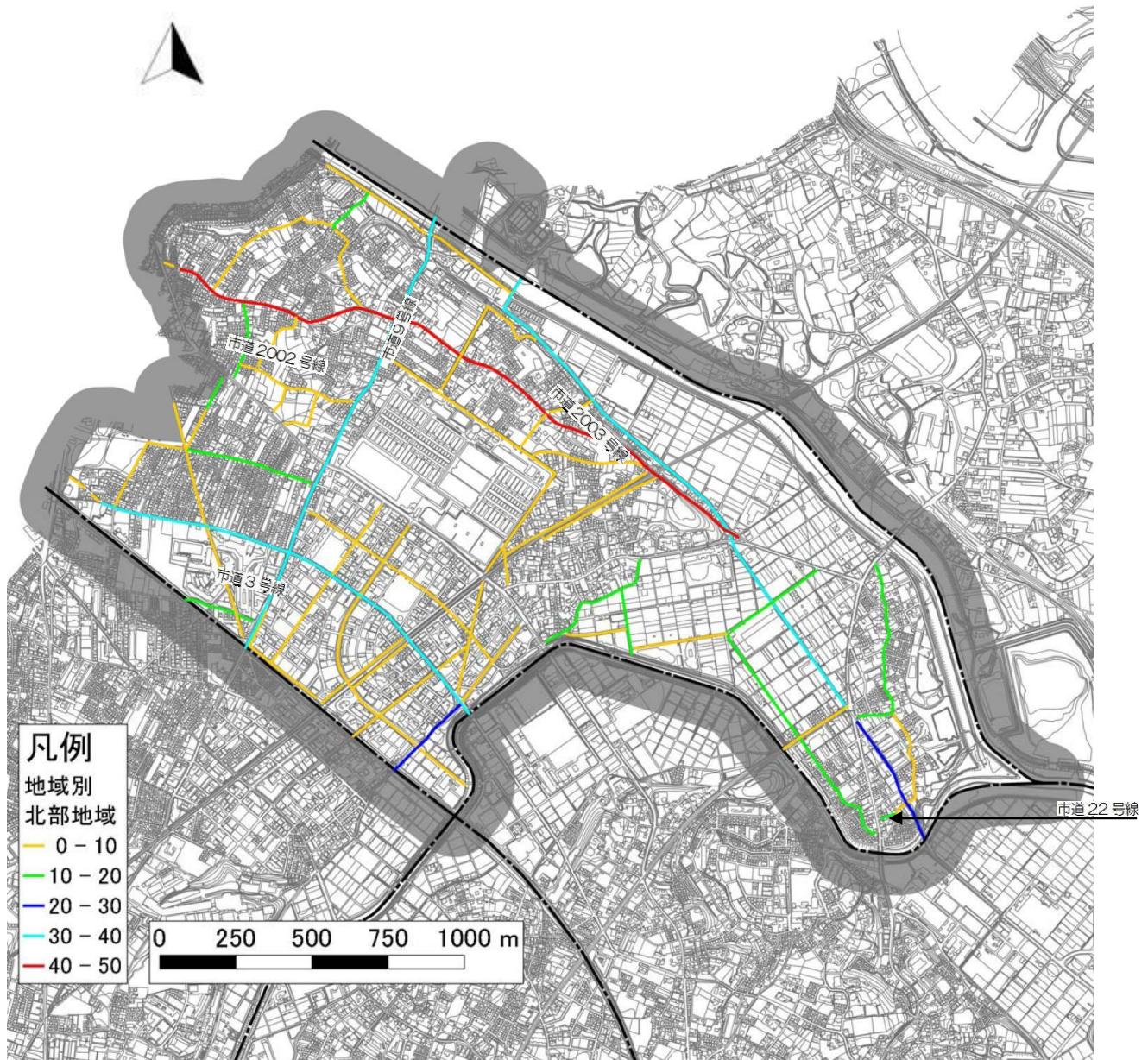


図 6-12 道路網図【北部地域】

表 6-4 優先整備路線【北部地域】

参考

評点順位	路線	幅員	関連地域
北部-1	市道 2002 号線	10m	—
北部-2	市道 2003 号線	12m	—
北部-3	市道 9 号線	10m	西部
北部-4	市道 3 号線	10~12m	東部
北部-5	市道 22 号線	12~13m	東部

【東部地域】

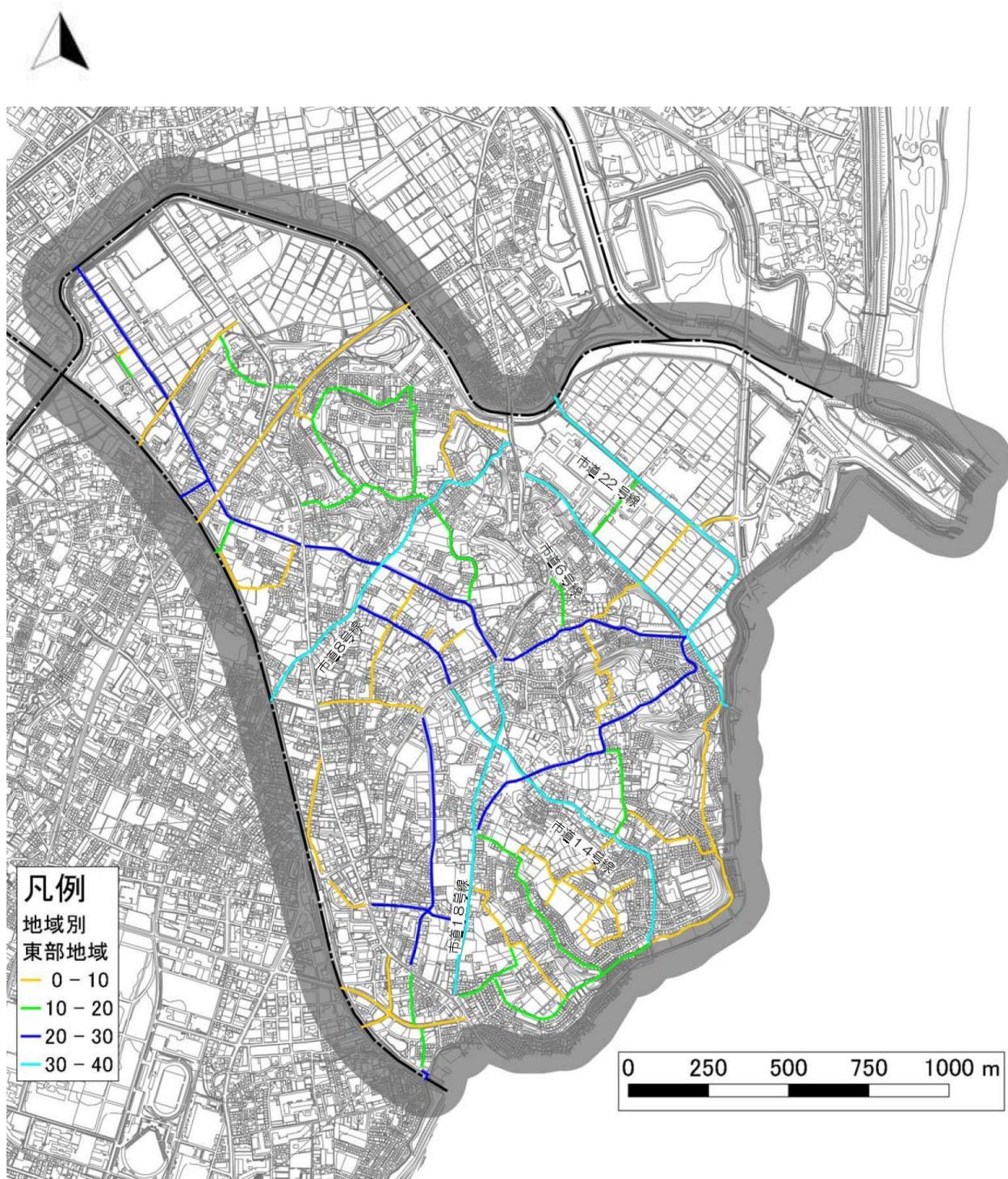


図6-13 道路網図【東部地域】

表6-5 優先整備路線【東部地域】

参考

評点順位	路線	幅員	関連地域
東部-1	市道8号線	13m	南部
東部-2	市道6号線	11.5m	—
東部-3	市道18号線	10m	—
東部-4	市道14号線	10m	—
東部-5	市道22号線	12~13m	北部

【西部地域】

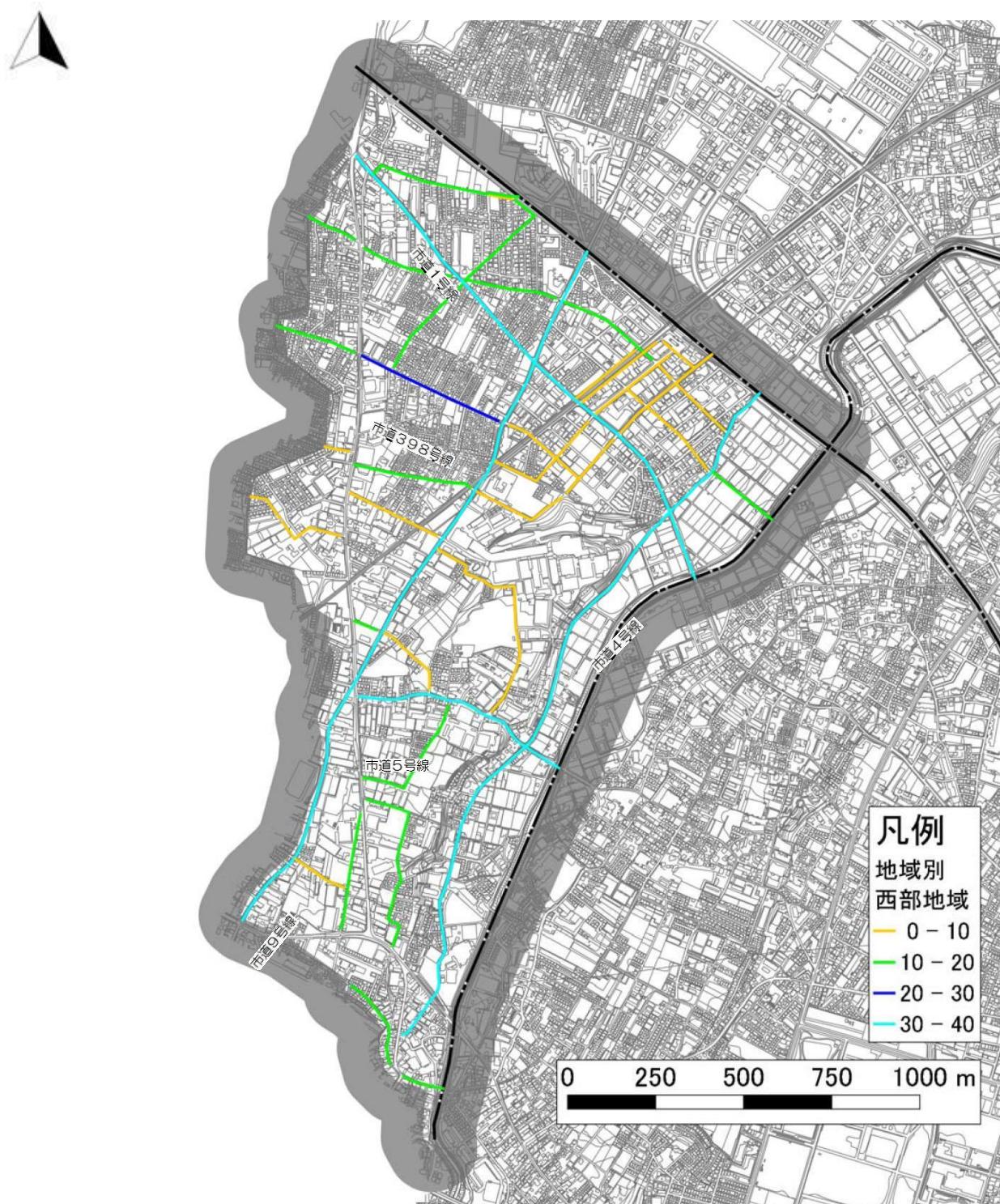


図 6-14 道路網図【西部地域】

表 6-6 優先整備路線【西部地域】

参考

評点順位	路線	幅員	関連地域
西部-1	市道1号線	11/12m	南部
西部-2	市道9号線	10m	北部
西部-3	市道5号線	10/11m	南部
西部-4	市道4号線	6~17m	北部
西部-5	市道398号線	10m	—

【南部地域】

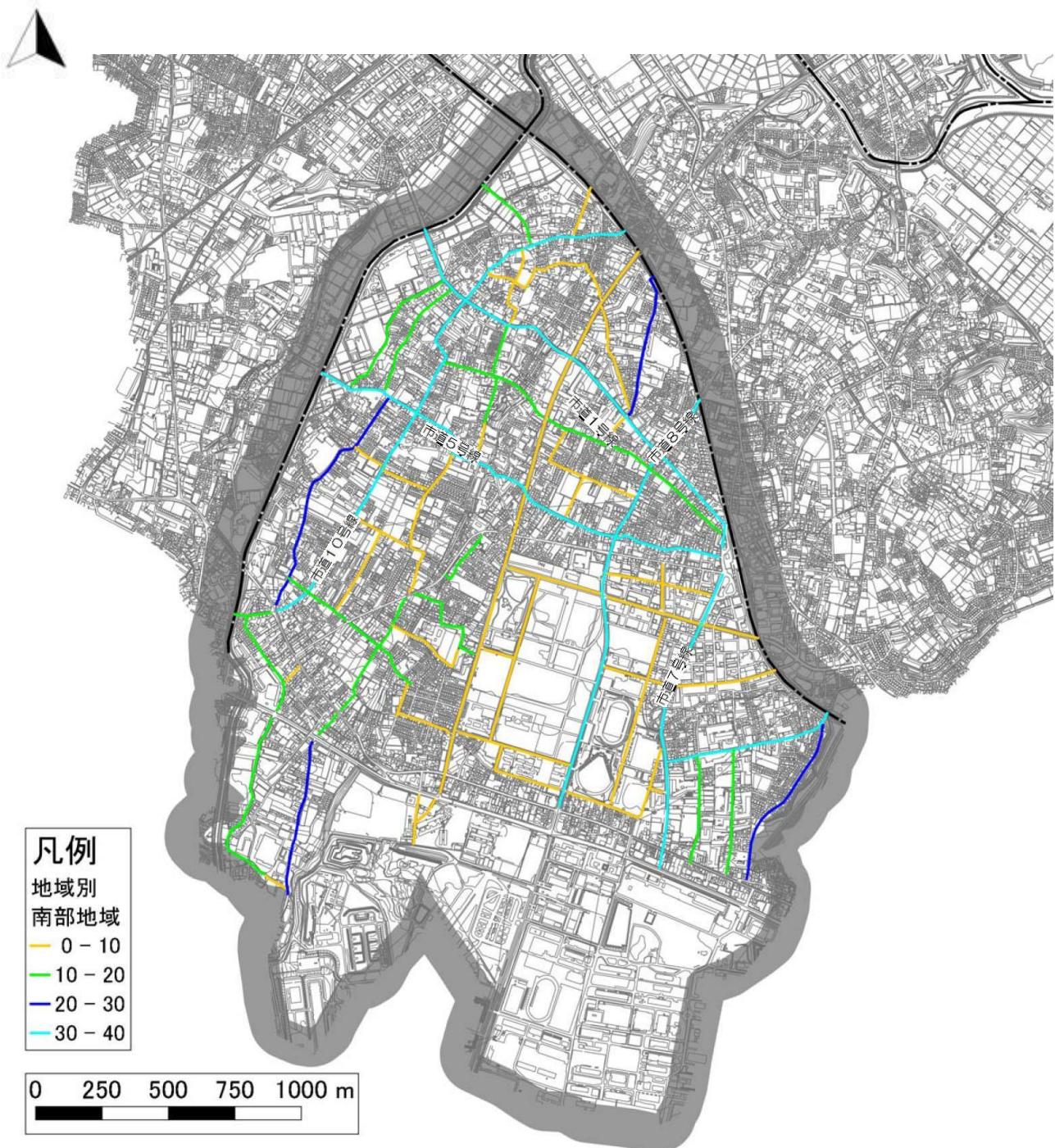


図6-15 道路網図【南部地域】

表6-7 優先整備路線【南部地域】

参考

評点順位	路線	幅員	関連地域
南部-1	市道5号線	10/11m	西部
南部-2	市道1号線	11/12m	西部
南部-3	市道10号線	10m	東部
南部-4	市道7号線	16/25m	—
南部-5	市道8号線	13m	東部

2 優先的に整備すべき市道路線

各路線の評価の結果、評点順位の高い上位路線は、下表のとおりです。

道路に求められる様々な機能が効率的・効果的に発現できるよう、地域の特性に配慮しながら事業化に向けた検討を行うとともに、現在事業中である路線の進捗状況や財政状況、まちづくりの機運の高まりなどを勘案しながら順次事業を進めていきます。

なお、着実に道路整備を進めていくためには、客観評価に基づく整備優先度のみによらず、沿道の地権者の合意形成の状況に応じて柔軟に道路整備の優先順位を捉え直し、機を捉えて事業化が可能なところから順次道路整備を進めていくことも肝要です。

また、事業化にあたっては、地域のみなさんに適切な情報提供を行うとともに、特定財源の充当を積極的に行い、必要な財源確保に努め、早期の道路ネットワークの構築を目指します。

表 6－8 優先整備路線（全体）

評点順位	路線	道路区分	幅員	該当地域
1	市道 1 号線	補助幹線	11/12m	西部・南部
2	市道 5 号線	補助幹線	10/11m	西部・南部
2	市道 8 号線	補助幹線	13m	東部・南部
2	市道 2002 号線	補助幹線	10m	北部
5	市道 9 号線	補助幹線	10m	北部・西部
6	市道 10 号線	補助幹線	10m	東部・南部
6	市道 2003 号線	主要生活	12m	北部
8	市道 4 号線	主要生活	6~17m	北部・西部
8	市道 18 号線	主要生活	10m	東部
10	市道 6 号線	補助幹線	11.5m	東部
10	市道 7 号線	補助幹線	16/25m	南部
12	市道 3 号線	補助幹線	10~12m	北部・東部
13	市道 12 号線	主要生活	10m	東部・南部
13	市道 14 号線	主要生活	10m	東部
15	市道 21 号線	補助幹線	12~13m	東部
15	市道 22 号線	補助幹線	12~13m	東部
15	市道 2005 号線	主要生活	10m	内間木
18	市道 11 号線	主要生活	10m	南部
18	市道 466 号線	主要生活	10m	南部
20	市道 15 号線	補助幹線	12~13m	東部
20	市道 42 号線	主要生活	18m	東部
22	市道 20 号線	補助幹線	12~13m	東部
22	市道 398 号線	主要生活	10m	西部
24	市道 264 号線	主要生活	10m	東部・南部
24	市道 2074 号線	主要生活	6m	内間木
26	市道 41 号線	主要生活	10m	東部
27	市道 13 号線	主要生活	6m	南部
28	市道 19 号線	主要生活	10m	東部
28	市道 2034 号線	主要生活	8m	内間木
30	市道 90 号線	主要生活	10m	東部

優先整備路線（上位 30 位）

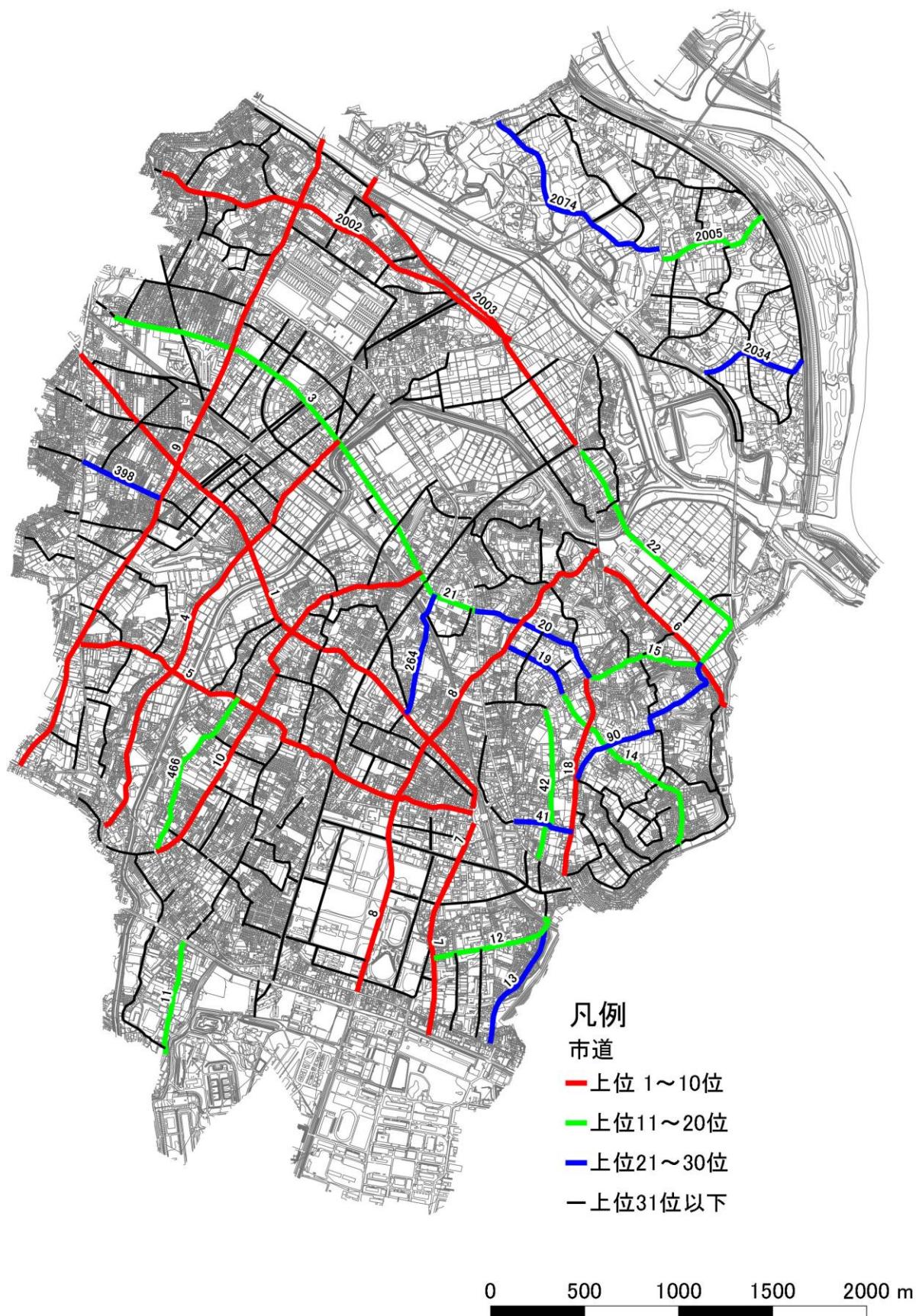


図 6-16 道路網図【優先整備路線】

3 実施に向けた留意事項等

前項では、道路の担う機能や役割等を踏まえた計画的な整備を進めるため、優先度を一定の指標で評価しました。一方、道路整備に着手が可能となる条件は、実際には様々な要素があります。

道路整備は、中長期的な道路網形成の視点のもとに、諸条件からの整備優先度の客観評価を参考にしつつ、効果の早期発現に向けて機を捉えた整備を着実に進めていくことが重要です。

道路幅員を拡幅する場合などは、沿道の地権者や居住者の方々のご協力が不可欠です。

このため、それぞれの路線の整備計画が明らかになった段階で、関係する地権者等に適切な周知を図り合意形成に努めてまいります。

① 緊急性の高い道路整備の優先対応

- ・緊急性や重要度の高い課題として、「消防活動困難区域の解消に資する路線」や「ボトルネックになっている箇所」など局所的な対応については、優先的に対応します。
- ・引き続き、沿道建物の建替えや開発事業などの機を捉え、関係地権者のご協力をいただきながら、良好な道路空間の確保に努めています。

② 財政への過度な負担のない弾力的な運用

- ・それぞれの路線における事業費は、道路延長や幅員の影響に加えて道路拡幅自体が必要な路線など様々であり、単に工事費だけではなく用地費等の事業費を要する路線もあるなど、各路線で均一とならない事情があります。
- ・そのため、財政への過度な負担が生じないように、事業ボリュームの平準化を図るため、必要に応じて路線の整備序列を財政事情に応じて前後させるなどの工夫も必要となります。

③ 道路拡幅に伴う柔軟な対応

- ・路線途中に部分的な狭い箇所など、いわゆるボトルネックが残されたままでは、道路本来の機能性が発現できないため、これらを解消するためにはセットバックに関する沿道の地権者の合意形成の成否が非常に重要な判断要因になります。
- ・着実に道路整備を進めていくためには、客観評価に基づく整備優先度のみによらず、沿道の地権者の合意形成の状況に応じて柔軟に道路整備の優先順位を捉え直し、順次道路整備を進めていくことも肝要です。
- ・また、道路整備は、計画幅員に満たない場合でも可能な範囲で用地を確保することにより、効果の早期発現が見込めるなど、段階的に整備着手していくことが必要な場合もあります。

第7章 個別課題への対応

(1) 計画的な長寿命化対策

市内の橋梁や歩道橋は、その大半が架設から40年程度の年数を経ており、一斉に老朽化が進みつつあります。一方、社会福祉関連予算の増加等による投資余力が減少する中、一時期に複数箇所の大規模改修や架け替えを行うことは極めて困難な状況です。

このため、専門的な知見をもとに定期的な点検を行い、計画的な補修補強により長寿命化対策を進めるとともに、維持管理費のライフサイクルコストの縮減を目指します。

①<橋梁>

「朝霞市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき適切な補修補強等の保全対策を実施します。

- ・現在の橋梁を定期的に点検し、その点検結果を踏まえ作成する「朝霞市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適切な補修補強等の保全対策を実施し、橋梁の長寿命化を進めます。

表7-1 朝霞市の橋梁一覧

No.	橋梁名	設置年月	利用形態	交差物	橋長(m)
1	新高橋	S38年	車道	黒目川	31.20
1-2	新高橋側道橋（下流側）	H17年2月	自転車・歩道	黒目川	31.20
1-3	新高橋側道橋（上流側）	S54年4月	自転車・歩道	黒目川	31.20
2	朝霞橋	S41年	車道	東武東上線	21.80
3	花の木橋	S49年7月	車道	黒目川	36.20
4	水道橋	S42年1月	車道	黒目川	34.80
4-2	水道橋側道橋	S61年3月	自転車・歩道	黒目川	34.80
5	泉橋	S40年	車道	黒目川	30.90
5-2	泉橋側道橋	H2年1月	自転車・歩道	黒目川	30.90
6	北朝霞陸橋	S46年7月	車道	東武東上線	175.00
7	中道跨線橋	S58年5月	車道	東武東上線	21.08
8	東和橋	S45年	車道	越戸川	16.00
9	東橋	S45年9月	車道	黒目川	56.50
9-2	東橋側道橋	S57年3月	自転車・歩道	黒目川	56.50
10	諏訪原跨線橋	S58年4月	車道	東武東上線	21.00
11	東林橋	S55年3月	車道	黒目川	32.90
12	大橋	S46年	車道	黒目川	30.10
13	黒目橋	S45年3月	車道	黒目川	32.00
14	溝沼黒目橋	H12年6月	車道	黒目川	32.62
15	浜崎橋	S45年1月	車道	武蔵野線	26.62
15-2	浜崎橋側道橋	不明	自転車・歩道	武蔵野線	55.02
16	新宮戸橋	H8年9月	車道	新河岸川	108.02
17	浜崎陸橋	S47年9月	車道	東武東上線	34.60
18	西久保橋	S46年3月	車道	市道2167号線	15.60
19	浜崎黒目橋	H11年2月	自転車・歩道	黒目川	46.60
20	栄町1号橋	不明	車道	越戸川支流	3.90
21	栄町2号橋	不明	車道	越戸川支流	1.90
22	栄町3号橋	H8年7月	車道	越戸川支流	4.70
23	越戸川1号橋	不明	車道	越戸川	9.00
24	越戸川2号橋	不明	自転車・歩道	越戸川	8.60
25	越戸川3号橋	不明	車道	越戸川	9.10
26	越戸川4号橋	不明	車道	越戸川	8.20

②<歩道橋>

「朝霞市歩道橋長寿命化計画」に基づき、適切な補修補強等の保全対策を実施します。

- ・現在の歩道橋を定期的に点検し、その点検結果を踏まえ作成する「朝霞市歩道橋長寿命化計画」に基づき、適切な補修補強等の保全対策を実施し、歩道橋の長寿命化を進めます。
- ・また、歩道橋の架け替え等の大規模改修が必要な場合、安全面とバリアフリーに配慮しながら歩道橋に代わる代替機能の設置についても検討します。

表7－2 朝霞市の歩道橋一覧

No.	歩道橋名	設置年	交差条件		
			交差物	交差物名	延長(m)
1	第五小学校前歩道橋	S 48年	道路	市道9号線	18.0
2	弁財歩道橋	S 49年	道路	市道9号線	18.5
3	第七小学校前歩道橋	S 48年	道路	市道9号線	25.0
4	浜崎跨線人道橋歩道橋	S 45年	鉄道	JR武蔵野線	29.3
5	第三小学校前歩道橋	S 63年	道路	県道266号線	15.5
6	花の木交差点歩道橋	S 53年	道路	市道2号線	11.0
7	田島歩道橋	S 57年	道路	市道22号線	14.0
8	第九小学校前歩道橋	S 57年	道路	市道22号線	41.1
9	台坂交差点歩道橋	S 57年	道路	市道6号線、市道22号線	23.5
10	岡跨線橋歩道橋	S 47年	鉄道	東武鉄道東上線	24.5
11	北朝霞歩道橋	S 48年	鉄道	東武鉄道東上線	42.2

③<舗装の維持管理>

「朝霞市道舗装修繕計画」に基づき、適切な措置を講じます。

- ・市内の道路舗装は、延長約233kmにわたり、膨大な量の管理が必要です。これまで、日常パトロールや現地踏査から舗装の状態を把握し、舗装の劣化が著しく進行した区間の補修を実施するなど、職員の経験的判断を軸に安全な通行環境の確保に努めてまいりました。
- ・今後は、より効果的・効率的な事業実施のため、客観的な調査データをもとに、計画的かつ予防的な補修に転換することにより、ライフサイクルコストを抑え、舗装の維持管理費用の縮減に努める必要があります。
- ・このことから、定期点検として、路線の特性や重要性に応じた手法で路面性状調査を行い、路面状態を客観的指標で評価した上で作成する「朝霞市道舗装修繕計画」に基づき、適切な措置を講じるとともに、これにより舗装の長寿命化を目指します。
- ・なお、日常管理においては、引き続き道路パトロール等を通じて、必要な対策を講じてまいります。

(2) 面的な整備計画に基づく着実な道路整備

<旧暫定逆線引き地区の道路整備>

「旧暫定逆線引き地区地区計画の区画道路整備計画」に基づき、整備を推進します。

- ・旧暫定逆線引き地区内の道路整備については、本市の施策として、道路、上下水道などの都市基盤整備を推進するため、それぞれ都市計画法に基づく地区計画を策定しました。
- ・区画道路の整備は、地区計画における公共施設の整備方針や組合施行による土地区画整理事業との整合を図り整備する必要があります。
- ・旧暫定逆線引き地区内の区画道路の整備については、「旧暫定逆線引き地区地区計画の区画道路整備計画」に基づき整備を推進します。

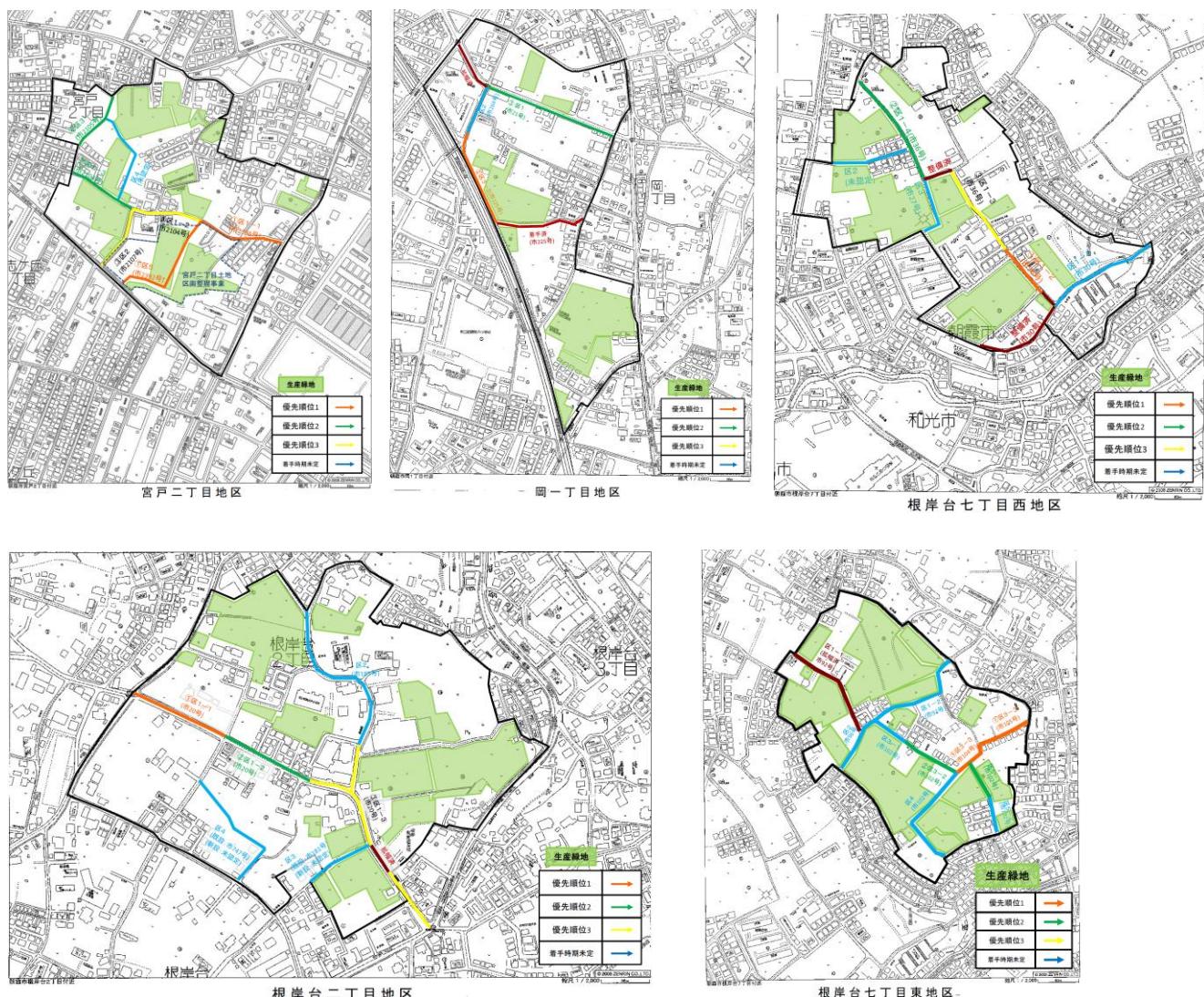
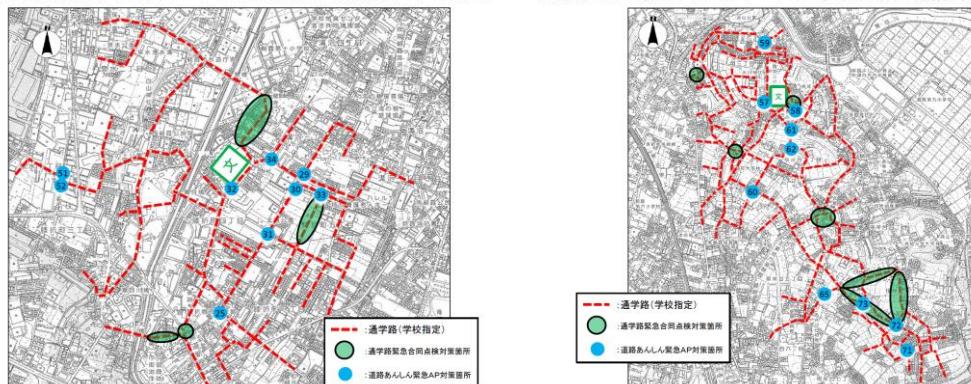


図7-1 旧暫定逆線引き地区位置図

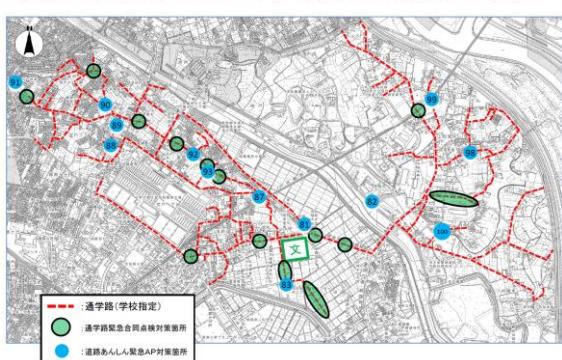
(3) 安心な通学路や交差点の整備

- 本市では、危険な通学路や交差点などにおいて、「道路あんしん緊急アクションプログラム」として平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5か年で、交差点へのベンガラ舗装やクロスマークの設置、道路反射鏡や各種路面表示の設置など100か所の交通安全対策を実施しました。
- 今後も、「第4期通学路整備計画」に基づく通学路の安全対策や区域内の車の最高速度を時速30kmに規制する「ゾーン30」の導入など、関係機関と連携しながら必要に応じて対策を検討します。
- また、生活道路安全対策のモデル地区では、国の技術支援を受けて、潜在的な危険箇所を特定し、速度抑制や通過交通進入の抑制を可能とする「生活道路の交通安全対策」を実施するため、警察、学校、地域住民、関係機関と連携し取り組みます。

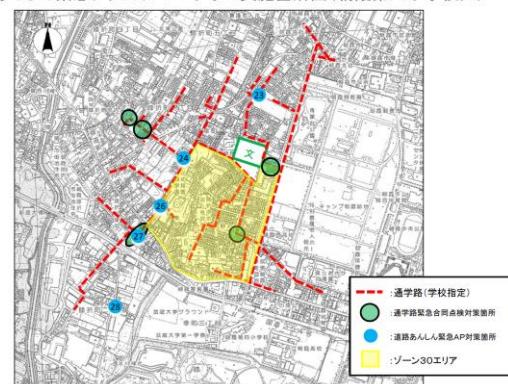
道路あんしん緊急アクションプログラム実施箇所図(朝霞第一小学校区) 道路あんしん緊急アクションプログラム実施箇所図(朝霞第二小学校区)



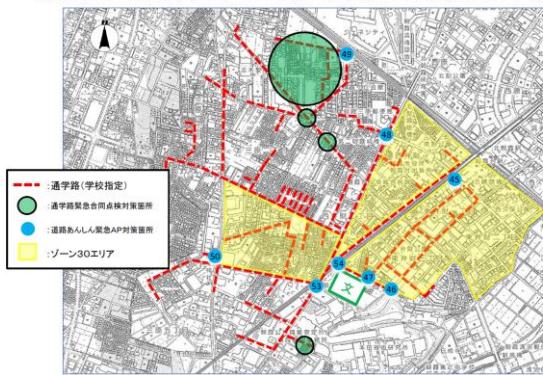
道路あんしん緊急アクションプログラム実施箇所図(朝霞第三小学校区)



道路あんしん緊急アクションプログラム実施箇所図(朝霞第四小学校区)



道路あんしん緊急アクションプログラム実施箇所図(朝霞第五小学校区)



道路あんしん緊急アクションプログラム実施箇所図(朝霞第六小学校区)

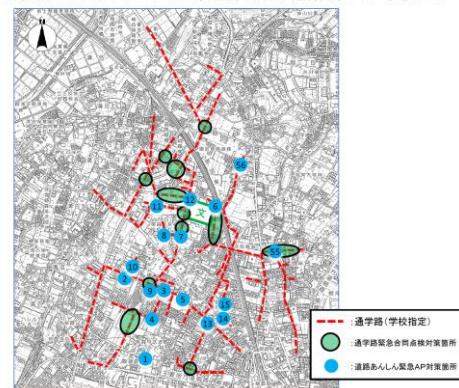
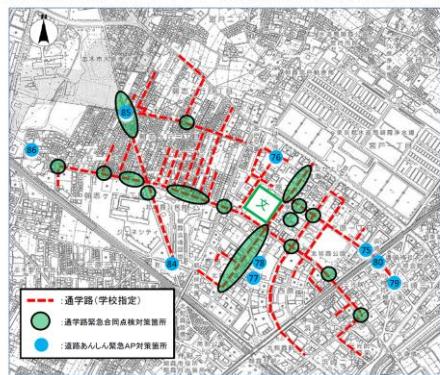
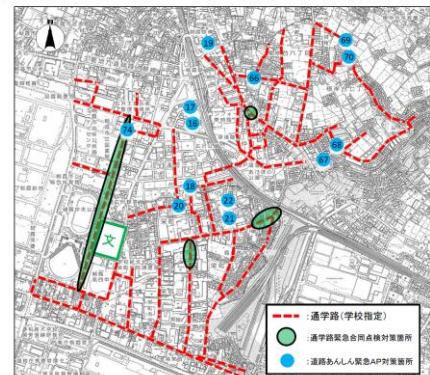


図7-2 対策箇所区域図

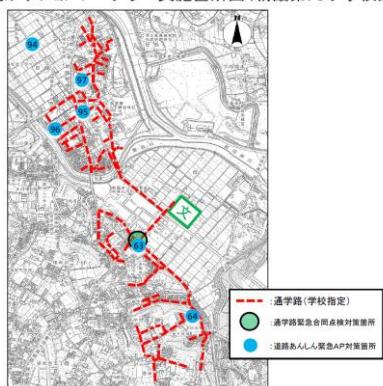
道路あんしん緊急アクションプログラム実施箇所図(朝霞第七小学校区)



道路あんしん緊急アクションプログラム実施箇所図(朝霞第八小学校区)



道路あんしん緊急アクションプログラム実施箇所図(朝霞第九小学校区)



道路あんしん緊急アクションプログラム実施箇所図(朝霞第十小学校区)



図7-2 対策箇所区域図（続き）

図7-3 生活道路安全対策の例



ベンガラ舗装・クロスマーク・ドット線



ポストコーン・路面表示



ハンプ



グリーンベルト

(4) 地域公共交通網と道路整備

- ・市内循環バスの路線は、民間路線バスを補完し、市民に身近な交通手段となって交通政策の中でも重要な位置を占めています。バスの需要が年々変化する中、利用実態に応じた運行ルートの見直し等について、路線バス事業者等と連携して検討します。
- ・一方、市内には、バスが通行可能な道路幅員が確保できない等、道路状況に起因する公共交通空白地区が今なお残っています。これを解消するためには、狭い道路の拡幅など通行環境の整備のため沿道の土地所有者の協力が必要なこと、また、財政面の課題も大きいことから、その実現には相当の時間がかかると想定されます。
- ・公共交通空白地区の解消のためには、例えば狭い道路でも通行可能な車両による運行など、地域住民の意見を取り入れながら地域特性に合った移動手段について検討していきます。

(5) 街路樹など道路緑化による緑の軸の形成

- ・街路樹は、まちなかに連続した緑の軸を形成し、うるおいある四季折々の景観の形成、緑陰による歩行中の暑熱対策、延焼防止機能の向上など多岐にわたる機能を有します。街路樹を適正に管理し育成することにより、道路空間の質が高まり、緑豊かな街の風景がつくられます。
- ・一方で、街路樹は、適正な管理がなされないと、樹冠が拡大して道路の信号機や道路標識の視認性が低下し危険を招いたり、樹勢が悪化して倒伏の危険性が生じたり、大径木化に伴って根系が舗装を持ち上げ通行に危険が生じたりする場合もあります。
- ・このため、街路樹は育成と整理の両面から、路線の周辺状況に応じて、適切な管理のあり方を常に考慮し、樹木剪定の手法や時期の工夫を含め、きめ細やかなアプローチをしていくことが必要です。
- ・今後は、街路樹の管理方針を検討し、場所に応じて応用し適正な管理を行います。
- ・また、道路美化活動団体など市民と協働で、花壇やプランターによる道路緑化や落ち葉の清掃などの活動を行う中で、地域で愛される道路を育てます。

(6) 無電柱化の推進

- ・道路の無電柱化は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成を図る効果が期待されています。
- ・国においては、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するため、平成28(2016)年12月に「無電柱化の推進に関する法律」を制定するなど、法制度を整えています。また、技術面でも、各地で様々な工法が検証される中、低コストで様々な工法が開発されつつあるところです。
- ・本市においても、緊急輸送道路など無電柱化が求められる路線において、技術面と合意形成の面で実現可能な箇所においては、関係機関と連携・調整し、無電柱化の実現可能性について計画的に検討していきます。

(7) 賑わいとコミュニティ形成の場としての道路

- ・道路は、沿道環境と協調した空間整備により、賑わい向上や地域活性化を目指す地域において、都市の顔となる空間となります。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として整備する公園通りのシンボルロードや、交通政策上の観点から車道の幅員を縮小していく路線等、道路空間に余裕が生まれる路線等においては、通行者と滞留者の空間をゆるやかに区分しながら共存できる舗装や植栽、ベンチ等の工夫を検討していきます。
- ・子どもたちのみち遊び空間を確保する欧州のボンエルフ（生活空間道路）の考え方等も参考に、地域で子どもたちを育み、人々に愛される新しい道路のかたちをつくっていきます。

(8) 低炭素化社会を実現する道路

- ・道路空間には、公共交通網の整備、公共交通機関の利用促進、自転車利用環境の充実、交通渋滞の解消などにおいて、低炭素化に貢献できる側面が期待されています。
- ・本市では、これまで環境性能・燃費性能に優れた市内循環バスの運行や、自転車利用の促進のため朝霞駅や朝霞台駅、北朝霞駅周辺に自転車駐車場の整備を行うなど、低炭素社会づくりに寄与する事業を行ってきました。
- ・引き続き、自転車や公共交通機関への転換促進を図るため、民間と連携したシェアサイクルの検討をはじめ、自転車駐車場の確保については、駅周辺の歩行空間等の有効活用について検討します。
- ・また、民間路線バス事業者等と連携し、公共交通ネットワークのさらなる充実に努めるほか、自転車通行帯等の整備推進や、歩行者・自転車に配慮したソフト面からの交通安全対策の充実を図るなど、低炭素で生活環境や環境に配慮したみちづくりを推進します。

資 料 編

1 策定の経過

(1) 検討経過

年	月日	会議等	項目
平成 28年	2月16日	庁内検討部会	・道路整備基本計画の見直しについて ・作業部会の設置について
	3月22日	一	・第5次朝霞市総合計画策定
	11月28日	一	・朝霞市都市計画マスタープラン改定
	12月15日	都市建設部内作業部会	・道路整備基本計画の見直しについて ・検討体制及び検討項目等について
平成 29年	2月21日	都市建設部内作業部会	・見直しの背景と目的について ・計画期間の考え方と位置づけ等について
	4月25日	都市建設部内作業部会	・道路の整備状況について ・地域別の課題等について
	5月24日	都市建設部内作業部会	・道路整備を取り巻く環境の変化について
	7月10日	都市建設部内作業部会	・道路整備基本計画の構成と考え方について
	10月18日	都市建設部内作業部会	・計画の基本視点と目標について ・道路の段階構成と整備水準等について
	11月21日	都市建設部内作業部会	・道路網の構築と考え方について ・道路幅員の設定と考え方等について
平成 30年	1月17日	都市建設部内作業部会	・道路網を形成する路線の抽出等について
	2月19日	都市建設部内作業部会	・優先整備路線の検討について ・評価項目の設定と考え方等について
	4月18日	都市建設部内作業部会	・優先整備路線の抽出と整理等について
	7月18日	都市建設部内作業部会	・個別課題の整理と対応等について
	10月15日	都市建設部内作業部会	・道路整備基本計画（素案）について
	11月9日	都市建設部内作業部会	・道路整備基本計画（素案）について
	12月21日	庁内検討部会	・道路整備基本計画（素案）について
平成 31年	1月31日	庁内検討部会	・道路整備基本計画（素案）について
	3月4日	庁内検討部会	・パブリック・コメント ・市民説明会について
	3月11日～	パブリック・コメント	・道路整備基本計画（素案）について
	4月10日	庁内パブリック・コメント	・道路整備基本計画（素案）について
	3月16日	市民説明会	・道路整備基本計画（素案）について
	3月26日	都市計画審議会（意見聴取）	・道路整備基本計画（素案）について
	4月23日	庁内検討部会	・道路整備基本計画（案）について
	5月13日	政策調整会議	・道路整備基本計画（案）について
	5月30日	庁議	・道路整備基本計画の策定
	6月 日	全員協議会	・道路整備基本計画の説明

2 朝霞市道路整備基本計画庁内検討部会

(1) 朝霞市道路整備基本計画庁内検討部会設置要綱

(設置)

第1条 朝霞市道路整備基本計画（以下「道路整備計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項を検討するために朝霞市道路整備基本計画庁内検討部会（以下「庁内検討部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討部会は、次に掲げる事項について調査及び検討するものとする。

- (1) 道路整備計画の素案を検討すること。
- (2) その他道路整備計画の策定に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 庁内検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は都市建設部長をもって充て、副部会長は部会員の互選によってこれを決める。

3 部会員は、別表に掲げるとおりとする。

(任期)

第4条 部会員の任期は、任命した日から庁内検討部会の終了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、庁内検討部会を代表し会務を総理する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内検討部会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり議事を整理する。

3 部会長は、庁内検討部会の運営上必要があると認められるときは、部会員以外の職員を会議に出席させ、その意見を聴き、又は部会員以外の職員から資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、必要に応じ検討結果を市長に報告するものとする。

(各部署等との協力)

第8条 庁内検討部会は、必要に応じて各部課に対し協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 庁内検討部会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会長	都市建設部長
部会員	政策企画課長
	危機管理室長
	財政課長
	地域づくり支援課長
	障害福祉課長
	長寿はつらつ課長
	まちづくり推進課長
	開発建築課長
	道路整備課長
	下水道課長
	教育管理課長

3 市民意識の把握

(1) 市民意識調査、青少年アンケート結果報告書【平成 26(2014)年2月】(抜粋)

【分野ごとの取組の満足度・重要度】

問8 以下に示す分野ごとの取組（1から32）について、それぞれどのように感じていますか。
次の項目ごとに、あてはまる番号を1つずつ選んでください。

第4次総合振興計画後期基本計画の分野ごとの取組32項目のそれぞれについて、満足度と重要度の調査を行った。

<満足度・全体>

「満足している」と「まあ満足している」を合わせた高い割合になっているのは、「ごみ・し尿処理」(67.2%)、「上水道・下水道」(63.9%)、「公園・緑地・河川」(63.1%)、「コミュニティ」(58.7%)、「保健・医療」(56.7%)、「生活」(56.3%)、「生涯学習」(51.3%)の7項目で、5割を超えている。

また、「やや不満である」と「不満である」を合わせた5割を超えているものは無く、高い割合となっているのは「交通」(24.7%)、「道路・橋梁」(21.5%)である。

<重要度・全体>

「重要である」と「やや重要である」を合わせた高い割合になっているのは、「上水道・下水道」(86.4%)、「防災・消防・救急」(84.2%)、「ごみ・し尿処理」(83.7%)、「交通」(81.7%)、「保健・医療」(80.0%)の5項目で8割を超えている。

また、「あまり重要でない」と「重要でない」を合わせた1割を超えている項目は、「産業育成」(10.0%)の1項目である。

<満足度>

n=943

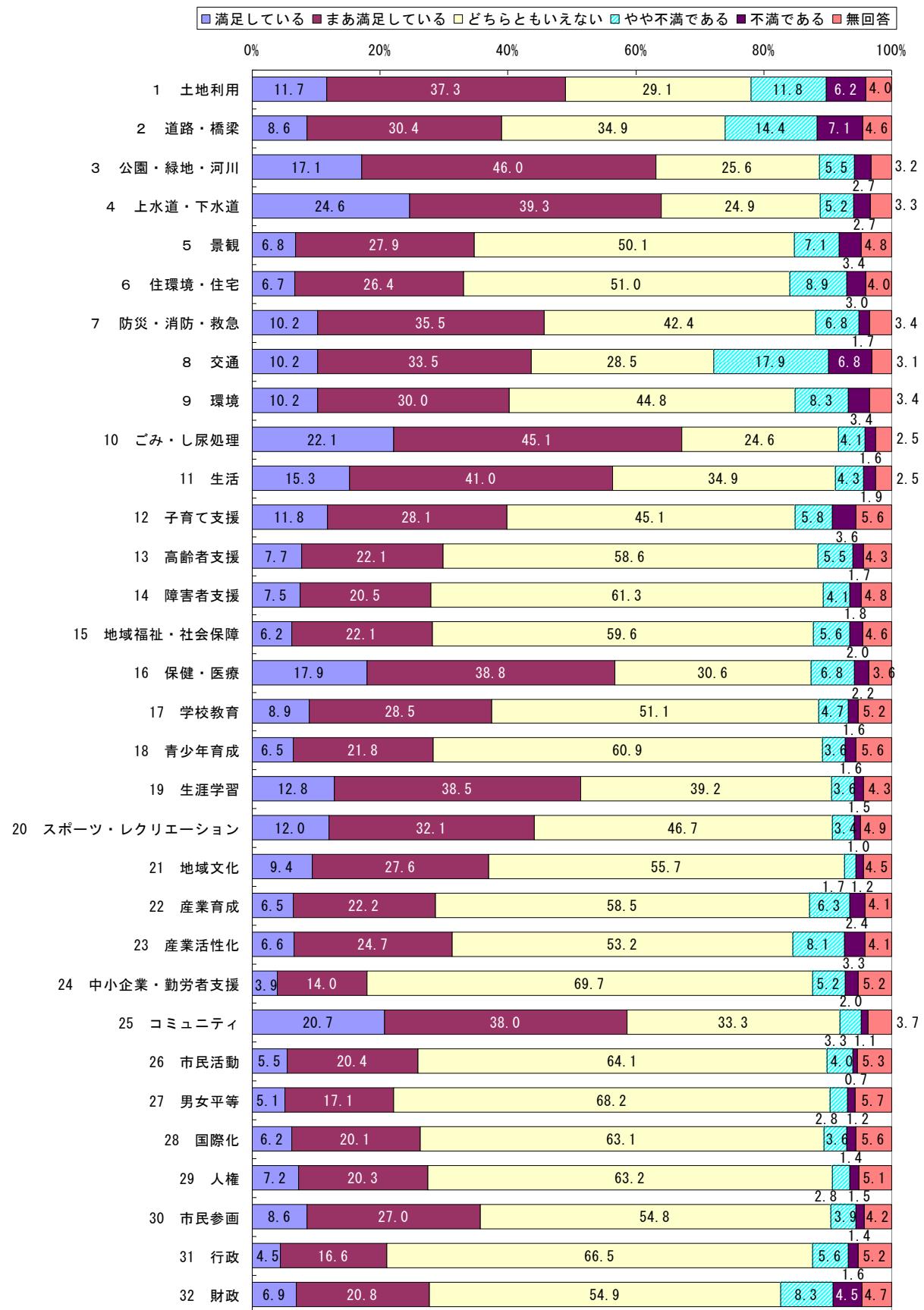


図 資料ー1 満足度（市民意識調査、青少年アンケート結果報告書 抜粋）

<重要度>

n=943

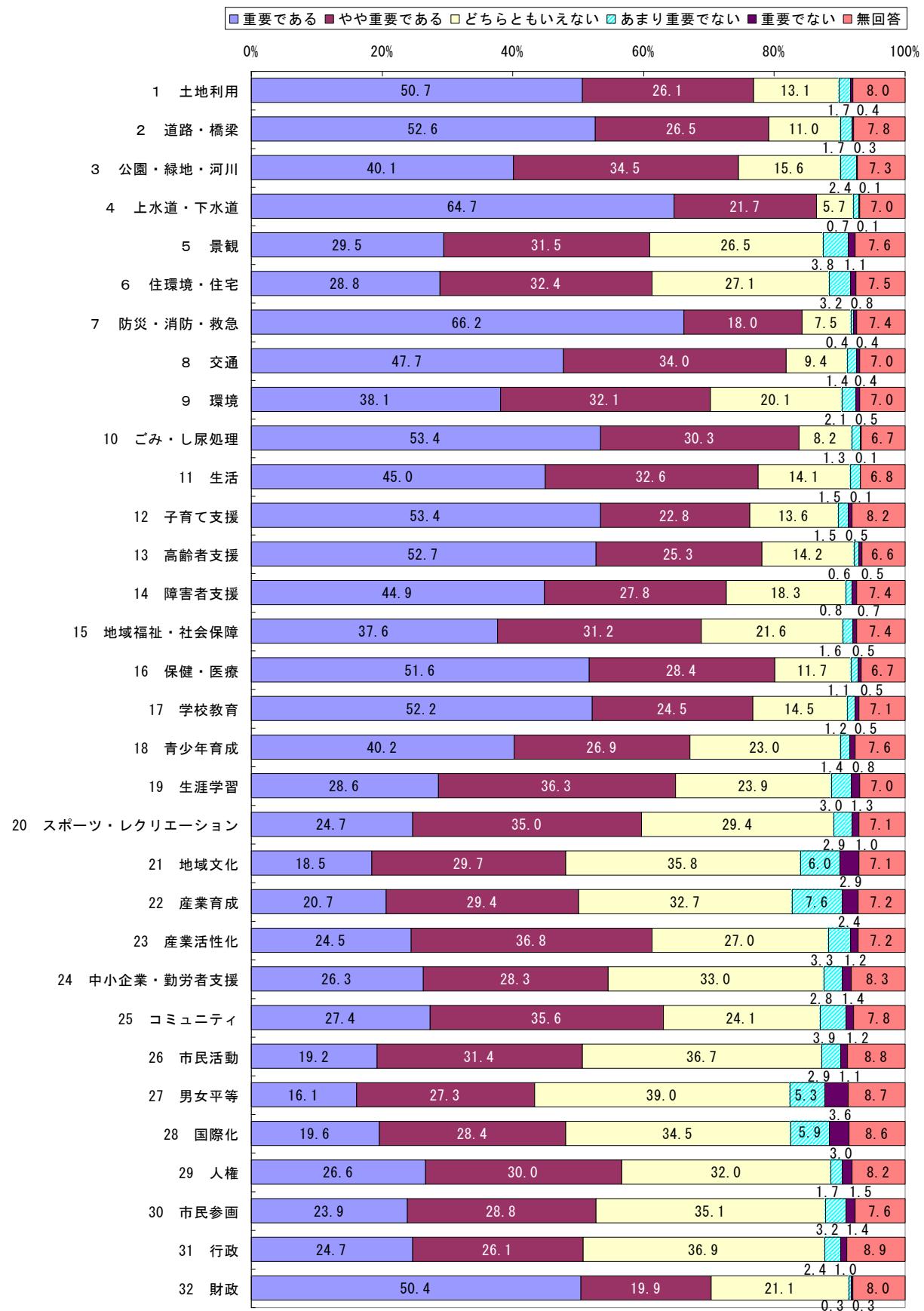


図 資料－2 重要度（市民意識調査、青少年アンケート結果報告書 拠粹）

<満足度と重要度の散布図>

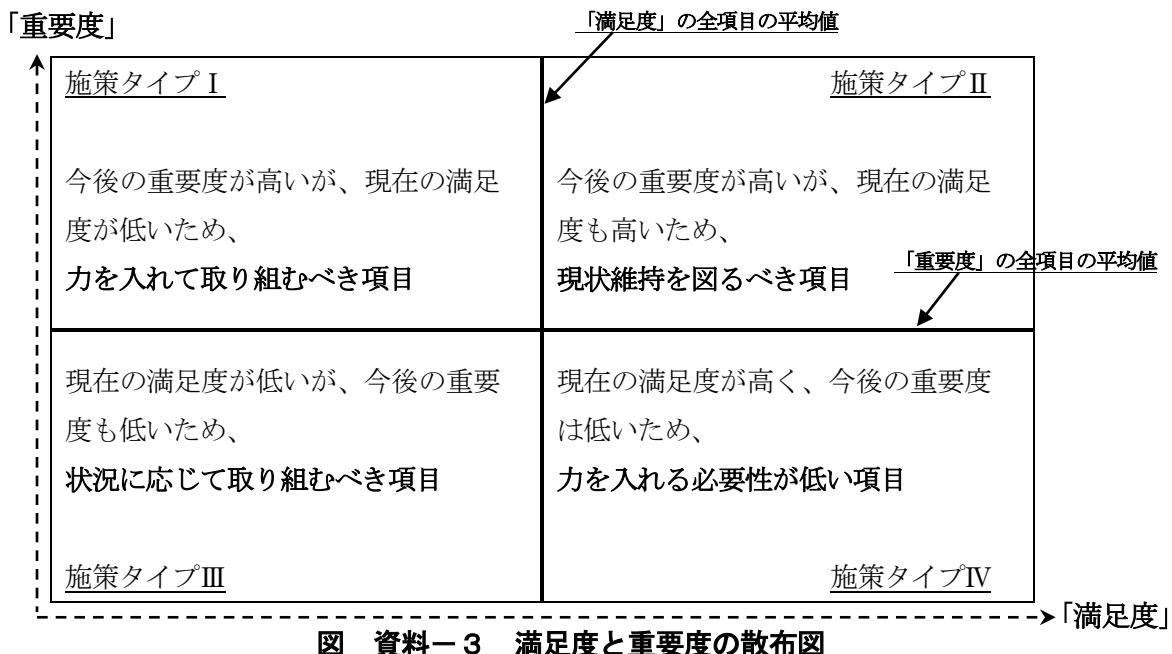


図 資料ー3 満足度と重要度の散布図

<満足度・重要度マトリクス>

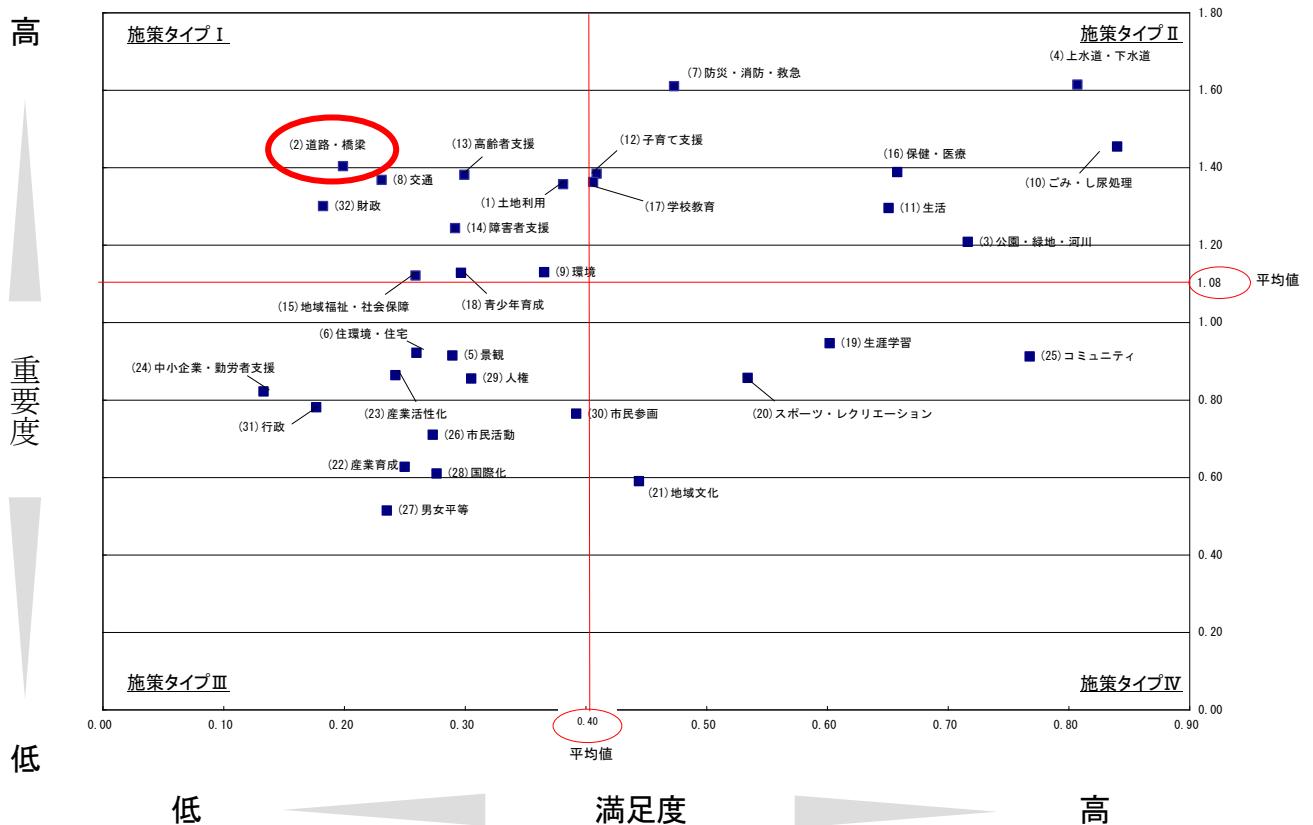


図 資料ー4 満足度と重要度のマトリクス

(2) 市民アンケート “私が暮らしつづけたいまち朝霞” の実感は？？

【平成30（2018）年2月】（抜粋）

<基本概念に基づいた施策の満足度について>

回答数一覧（回答数全88人）

表 資料一 1 施策の満足度

	安全・安心なまち	子育てが しやすいまち	つながりのある 元気なまち	自然・環境に 恵まれたまち
満足 (5点)	12 (13.6%)	19 (21.6%)	19 (21.6%)	35 (39.8%)
やや満足 (4点)	24 (27.3%)	16 (18.2%)	19 (21.6%)	23 (26.1%)
どちらともいえ ない(3点)	23 (26.1%)	30 (34.1%)	42 (47.7%)	23 (26.1%)
やや不満 (2点)	18 (20.5%)	14 (15.9%)	4 (4.5%)	3 (3.4%)
不満 (1点)	11 (12.5%)	9 (10.2%)	4 (4.5%)	4 (4.5%)
平均点	3.09	3.25	3.51	3.93

4 参考図表

【用途地域図】

朝霞市都市計画図

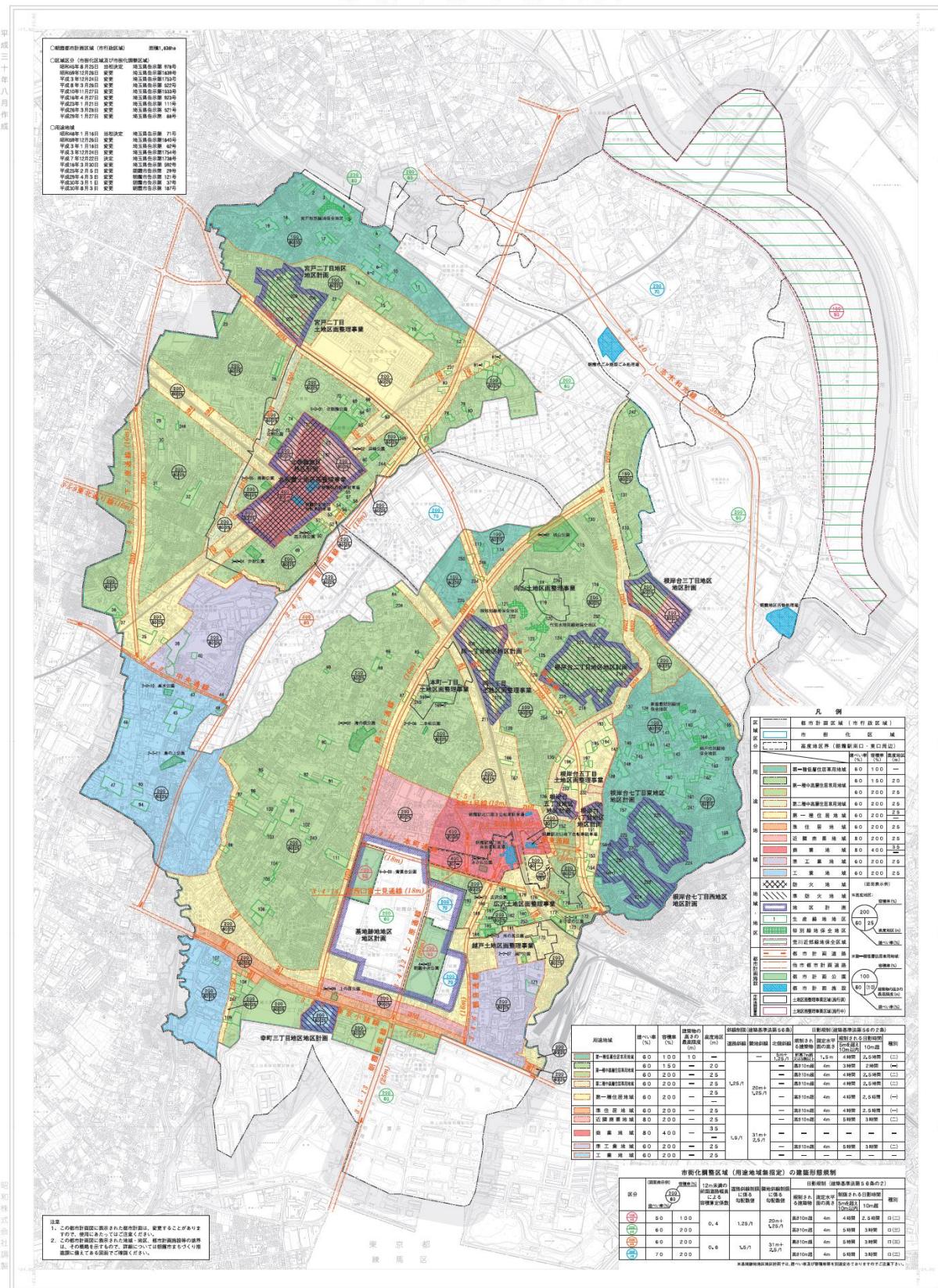


図 資料-5 用途地域図

【指定避難場所】

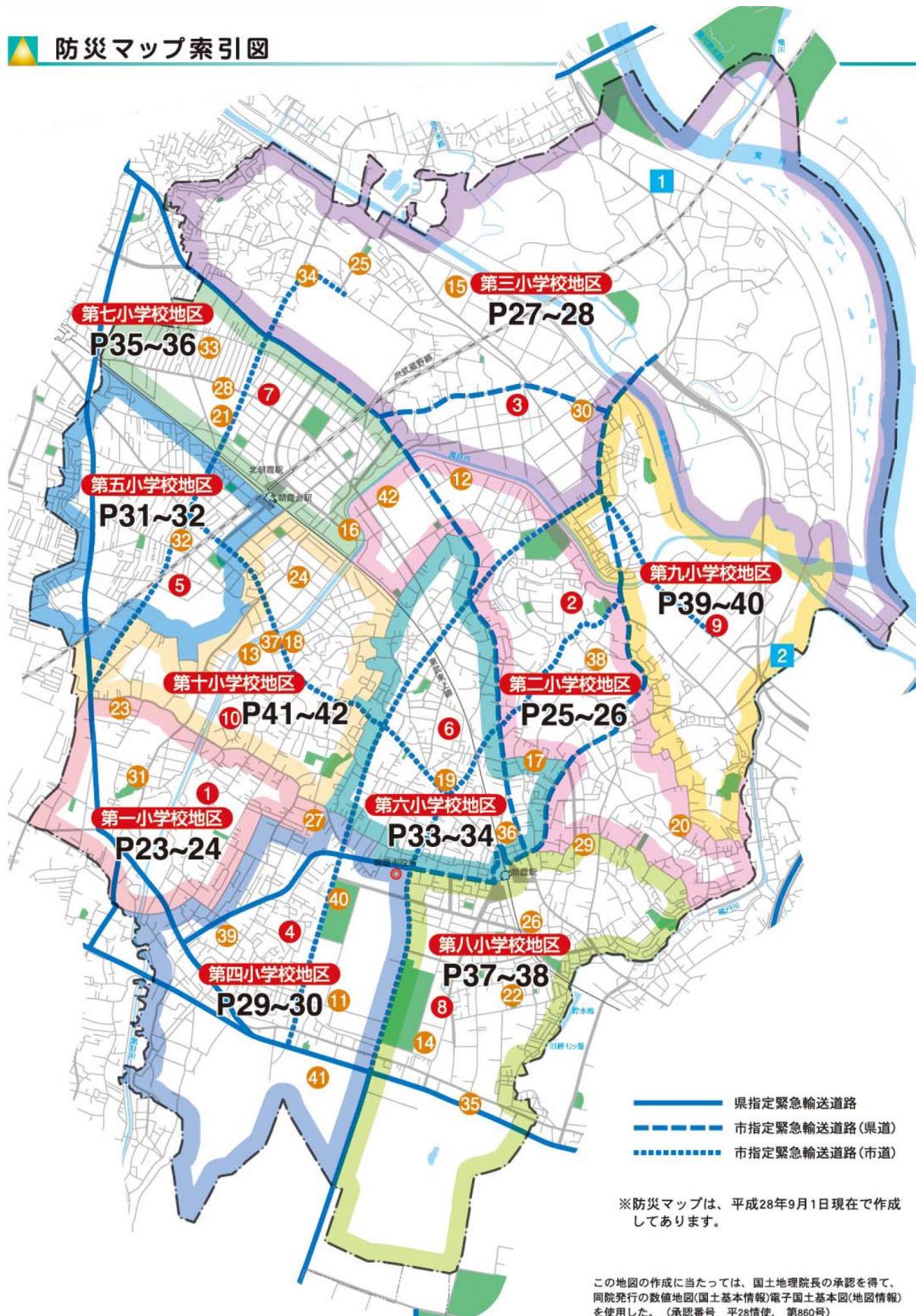


図 資料-6 防災マップ索引図

表 資料一2 朝霞市指定避難場所一覧

 朝霞市指定避難場所

No.	凡例	施設名	所在地	電話番号	緊急避難場所			避難所
					地震	洪水	土砂	
①		朝霞第一小学校	膝折町4-11-7	048-461-0052				
②		朝霞第二小学校	岡3-16-13	048-461-0042				
③		朝霞第三小学校	大字浜崎230	048-471-1630		X		
④		朝霞第四小学校	幸町1-6-9	048-461-0363				
⑤		朝霞第五小学校	泉水3-16-1	048-462-0455				
⑥		朝霞第六小学校	本町1-25-1	048-461-0410				
⑦		朝霞第七小学校	北原2-6-1	048-472-9172				
⑧		朝霞第八小学校	栄町5-1-41	048-465-8381				
⑨		朝霞第九小学校	大字台295	048-466-4481		X		
⑩		朝霞第十小学校	大字溝沼828-1	048-469-5443		X		
⑪		朝霞第一中学校	大字膝折2-31	048-461-0076				
⑫		朝霞第二中学校	大字岡199	048-461-6540		X		
⑬		朝霞第三中学校	大字溝沼1043-1	048-464-7575		X		
⑭		朝霞第四中学校	栄町5-1-60	048-466-4711				
⑮		朝霞第五中学校	大字宮戸1580	048-471-2236		X		
⑯		浜崎保育園	大字浜崎662-1	048-471-0394		X		X
⑰		東朝霞保育園	根岸台1-5-27	048-461-6011				X
⑱		溝沼保育園	溝沼7-13-11	048-463-7165		X		X
⑲		本町保育園	本町1-20-4	048-464-3750				X
⑳		根岸台保育園	根岸台8-2-41	048-464-8710				X
㉑		北朝霞保育園	朝志ヶ丘1-3-26	048-474-2530				X
㉒		栄町保育園	栄町1-5-43	048-465-3811				X
㉓		泉水保育園	泉水2-12-11	048-465-9625				X
㉔		さくら保育園	大字溝沼435-1	048-469-7061		X		X
㉕		宮戸保育園	宮戸4-6-2	048-486-5562				X
㉖		仲町保育園	仲町2-4-31	048-450-7707				X
㉗		南朝霞公民館	溝沼1-5-24	048-461-0163				
㉘		北朝霞公民館	朝志ヶ丘1-4-1	048-473-0558				
㉙		東朝霞公民館	根岸台6-8-45	048-463-9211				
㉚		内間木公民館	田島2-18-47	048-456-1055		X		
㉛		西朝霞公民館	膝折町4-19-1	048-462-1411			X	
㉜		弁財市民センター	西弁財2-2-3	048-467-1616				
㉝		朝志ヶ丘市民センター	朝志ヶ丘3-8-16	048-476-5755				
㉞		宮戸市民センター	宮戸1-2-60	048-472-2134				
㉟		栄町市民センター	栄町4-4-26	048-466-6515				
㉟		仲町市民センター	仲町1-2-16	048-464-6810				
㉟		溝沼市民センター	大字溝沼1057-3	048-461-8885		X		
㉟		根岸台市民センター	根岸台2-15-12	048-450-1801				
㉟		膝折市民センター	膝折町1-7-40	048-462-4531				
㉟		青葉台公園	大字膝折2-30	048-463-1333	*	*	*	X
㉟		県立朝霞高等学校	幸町3-13-65	048-465-1010				
㉟		東洋大学朝霞キャンパス	大字岡48-1	048-468-6601		X		

拠

地域防災拠点
災害直後に活用できる食料、資機材が備蓄された自主防災活動の拠点



緊急避難場所
災害が発生したり、発生するおそれのある場合に開設される一時的な避難施設
※は洪水時使用不可



避難所兼緊急避難場所
避難した住民等を一時に滞在させる施設
※は洪水時使用不可

×は使用不可

※青葉台公園は、公園内の空地部分が避難スペースになります。

水害時一時避難場所

浸水想定区域内で逃げ遅れたときの
民間協定避難場所

No.	施設名	所在地	備考
1	丸沼倉庫	上内間木682-1	建物の最上階
2	前田道路	根岸771	建物の最上階



休日、夜間時などは、避難所の開設に時間がかかります。

表 資料一3 公共施設等一覧

【市内の主な公共施設等】

施設名称		施設名称
市役所等	朝霞市役所	朝霞第一小学校
	朝霞台出張所	朝霞第二小学校
	内間木支所	朝霞第三小学校
	朝霞駅前出張所	朝霞第四小学校
	朝霞市立総合体育馆	朝霞第五小学校
	武道館	朝霞第六小学校
	朝霞中央公園陸上競技場	朝霞第七小学校
	朝霞中央公園野球場	朝霞第八小学校
	青葉台公園（テニス、芝生広場、ゲートボール）	朝霞第九小学校
	内間木公園（ソフトボール、テニス、弓道、ゲートボール）	朝霞第十小学校
スポーツ	滝の根テニスコート	朝霞第一中学校
	弁財公園テニスコート	朝霞第二中学校
	溝沼子どもプール	朝霞第三中学校
	北朝霞公園野球場	朝霞第四中学校
	上野荒川運動公園（サッカー場、野球場）	朝霞第五中学校
	わくわくどーむ（健康増進センター）	朝霞高等学校
	朝霞市立図書館	朝霞西高等学校
	朝霞市立図書館北朝霞分館	東洋大学
	朝霞市博物館	保健センター
	ゆめられす（市民会館）	クリーンセンター
教育・文化・コミュニティ	産業文化センター	斎場
	中央公民館	埼玉県南西部消防本部
	東朝霞公民館	埼玉県南西部消防朝霞消防署
	西朝霞公民館	埼玉県南西部消防朝霞消防署浜崎分署
	南朝霞公民館	朝霞警察署
	北朝霞公民館	朝霞駅前交番
	内間木公民館	北朝霞駅前交番
	弁財市民センター	花の木交番
	朝志ヶ丘市民センター	TMGあさか医療センター
	宮戸市民センター	朝霞厚生病院
	栄町市民センター	塩味病院
	仲町市民センター	朝霞郵便局
	溝沼市民センター	朝霞本町郵便局
	根岸台市民センター	朝霞根岸郵便局
	膝折市民センター	朝霞三原郵便局
	はあとぴあ（総合福祉センター）	朝霞宮戸郵便局
福祉	浜崎老人福祉センター（はあとぴあ内）	朝霞溝沼郵便局
	溝沼老人福祉センター（溝沼保育園同所）	関東信越国税局朝霞税務署
	特別養護老人ホーム「朝光苑」	朝霞保健所
	障害児放課後児童クラブ（北朝霞公民館同所）	あさか向陽園
	朝霞市きたはら児童館	埼玉県朝霞県税事務所
	朝霞市はまさき児童館（はあとぴあ内）	埼玉県朝霞公共職業安定所
	朝霞市みぞみま児童館	埼玉県朝霞県土整備事務所
	朝霞市ねぎしだい児童館	埼玉県南西部地域振興センター
	朝霞市ひざおり児童館	東京都水道局朝霞浄水管理事務所
	さくら子育て支援センター（さくら保育園内）	
	きたはら子育て支援センター（きたはら児童館）	
保育園	朝霞市浜崎保育園	
	朝霞市東朝霞保育園	
	朝霞市溝沼保育園	
	朝霞市本町保育園	
	朝霞市根岸台保育園	
	朝霞市北朝霞保育園	
	朝霞市栄町保育園	
	朝霞市泉水保育園	
	朝霞市さくら保育園	
	朝霞市宮戸保育園	
	朝霞市仲町保育園	

【バス路線図】※路線、市内循環バス



図 資料-7 市内バス路線図

【橋梁位置図】



図 資料-8 朝霞市の橋梁位置図

【歩道橋位置図】

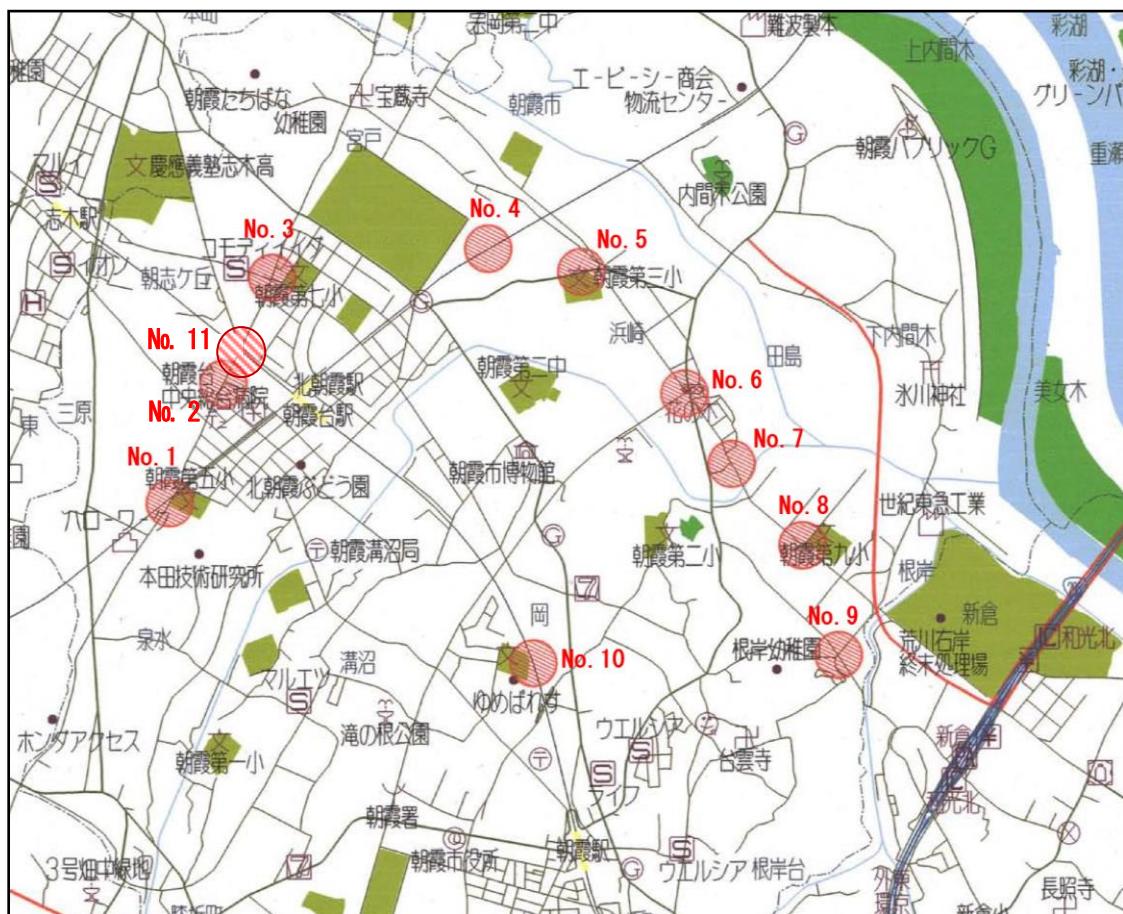


図 資料-9 朝霞市の歩道橋位置図

5 歳出決算額の推移

表 資料一4 歳出決算額

単位：千円

款	年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成10年度
	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	
議会費		203,551	211,898	202,905	210,143	257,300
総務費		3,386,321	3,465,298	3,568,036	5,020,715	3,971,951
民生費		2,868,861	2,899,347	3,594,832	3,262,598	6,807,808
衛生費		835,474	1,084,352	1,540,502	2,125,204	2,774,153
労働費		39,177	33,266	39,227	41,339	58,514
農林水産業費		56,191	63,735	56,985	61,249	68,646
商工費		67,641	61,004	37,979	38,857	1,124,276
土木費		5,879,744	7,583,691	6,789,694	7,532,855	4,668,409
消防費		409,098	459,425	739,397	547,321	1,638,085
教育費		3,316,312	2,961,458	3,396,939	2,925,907	3,724,707
公債費		845,114	878,581	909,087	906,699	2,493,935
諸支出金		99,722	469,364	98,766	338,222	223,402
合計		18,007,206	20,171,419	20,974,349	23,011,109	27,811,186

款	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	
議会費		252,927	275,908	250,438	257,300	311,907
総務費		4,189,710	4,424,094	4,201,084	3,971,951	3,872,845
民生費		11,418,903	12,165,940	14,844,261	6,807,808	15,575,434
衛生費		2,740,339	2,530,526	2,895,845	2,774,153	2,952,128
労働費		29,212	26,914	27,098	58,514	26,359
農林水産業費		79,051	78,363	89,024	68,646	69,390
商工費		202,421	2,159,463	231,435	1,124,276	228,284
土木費		3,669,699	3,348,861	2,832,641	4,668,409	2,869,059
消防費		1,288,258	1,280,101	1,274,330	1,638,085	1,253,789
教育費		6,953,379	8,007,634	4,878,564	3,724,707	4,931,987
公債費		2,822,100	2,874,225	2,991,975	2,493,935	3,132,393
諸支出金		5,859	3,237	1,983	223,402	165
合計		33,651,858	37,175,266	34,518,678	27,811,186	35,223,740

款	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	決算額	決算額	決算額	決算額	決算額	
議会費		296,191	290,729	292,300	282,878	280,222
総務費		3,920,221	4,291,635	4,758,979	5,672,270	5,331,762
民生費		16,070,055	16,882,399	17,852,152	18,559,284	20,101,436
衛生費		2,900,293	2,680,223	2,859,516	2,727,219	2,778,296
労働費		24,361	24,353	1,466	1,454	1,419
農林水産業費		72,562	74,008	71,655	69,987	64,407
商工費		244,404	256,535	255,314	379,228	232,536
土木費		3,147,178	2,595,626	2,161,457	2,424,980	2,560,266
消防費		1,250,939	1,266,693	1,265,516	1,309,480	1,301,850
教育費		4,079,980	4,054,108	4,011,543	3,601,534	3,556,456
公債費		3,155,720	3,200,426	3,154,633	2,996,465	2,986,810
諸支出金		236	208	88	215	28
合計		35,162,140	35,616,943	36,684,619	38,024,994	39,195,488

6 用語集

あ行

●朝霞市橋梁長寿命化修繕計画

市内にある橋梁について、施設の劣化に伴う安全性の低下と、将来一斉に橋の更新時期を迎える維持管理費の増大が懸念されている。橋の予防保全的修繕を効率的に行い、財源負担を平準化して維持管理していくための計画。平成25年3月に策定。

●朝霞市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、朝霞市の地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として平成28年3月に策定された。

●朝霞市歩道橋長寿命化計画

市内にある歩道橋11橋について、施設の劣化に伴う安全性の低下と、将来一斉に橋の更新時期を迎える維持管理費の増大が懸念されている。歩道橋の予防保全的修繕を効率的に行い、財源負担を平準化して維持管理していくための計画。平成29年5月に改訂。

●一般国道

日本における高速自動車国道以外の国道のことと、一般に国道と呼ばれている道路のこと。

●インフラ

国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指し、一般的には上下水道や道路などの社会基盤のこと。

●温室効果ガス

大気にとって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。

か行

●ガイドライン

ある事物に対する方針についての大まかな指針・指標。

●幹線道路

住区の外周を形成し、市内の地域間及び主要な施設間の交通を集約するとともに、隣接する都市との連携の役割を果たす道路。

●旧暫定逆線引き地区

市街化区域において、農地等の未利用地が残り、計画的な市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したまま、一旦市街化調整区域に編入し、土地区画整理

事業等の計画的な基盤整備の実施が確実となつた時点で市街化区域に再編入する制度を「暫定逆線引き」という。

●旧暫定逆線引き地区地区計画の区画道路整備計画

平成23年1月に市街化区域に編入した旧暫定逆線引き地区（宮戸二丁目、岡一丁目、根岸台二丁目、根岸台七丁目東、根岸台七丁目西の合計5地区）の区画道路整備計画である。平成30年6月改訂。それまでの重要度や課題を整理して、整備順序の基本的な考え方を示している

●狭あい道路

建築基準法において必要とされる幅員4mに満たない道路のこと。

●京都議定書

1997年12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議で採択された、気候変動枠組条約に関する議定書である。

●緊急輸送道路

県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のこと。指定された緊急輸送道路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

●区画道路

生活道路のうち、交通機能よりも沿道の宅地利用の機能が強い道路で、住区の環境にも大きな役割をもつ道路。

●グリーンベルト

外側線の白線に緑色を加えることで、自動車等の運転者の注意を歩行者に促し、歩行者の安全を図る目的で設置する。

●公共交通空白地区

鉄道駅、バス停の徒歩圏内から外れている地区。平成25年に実施した市内循環バス利用者アンケート調査結果においてバス停まで無理なく歩ける距離は平均300mであったため、本市における徒歩圏は300mとしている。

さ行

●シェアサイクル

自転車を共同利用する交通システム。特にコミュニティサイクルは多数の自転車を都市内

の各所に配置し、利用者はどこの拠点（ポート）からでも借り出して、好きなポートで返却ができる。

●市街化区域

都市計画区域内において、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

●市街化調整区域

都市計画区域内において、市街化を抑制すべき区域のことと、都市計画法により原則として開発行為及び建築行為が制限される。

●市内循環バス（コミュニティバス）

市内循環バス（愛称：わくわく号）は、市民生活の利便性向上を図るために、市役所をはじめ、主な公共施設、朝霞駅、北朝霞駅（朝霞台駅）を結ぶ路線バスで、平成6年から運行している。

●集散道路

本市では、住区と幹線道路や補助幹線道路とを連結し、これらの道路の交通を集散させる機能を持つ道路とし、主要生活道路を指す。

●主要幹線道路

都市間交通や通過交通等の比較的長距離の交通を円滑かつ大量に処理し、都市の骨格を形成する広域交通軸。

●主要生活道路

住区と幹線道路や補助幹線道路とを連結し住民が通勤、通学、買い物等、日常的に利用する生活道路。

●主要地方道

日本における道路の分類の一つで、道路法第56条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道または市道。

●消防活動困難区域

消防車が通行できる道路に面する災害時有効水利から消防活動が容易にできる範囲以遠の範囲。災害時に消防自動車が通れる道路幅員は6m以上、消防活動が容易にできる区域は、消防車搭載ホース延長200mと想定し、ホースの屈曲を考えて、水利140m以内の区域とされている。

●生活道路

一般的には、幹線道路網が整備されたその網の内部で、住民が幹線道路、鉄道駅、学校等の公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接な係わりをもつ市町村道レベルの道路をいう。

●生活道路の交通安全対策

国による技術支援を受け安全な生活道路空間を確保する取り組み。国が所有するビッグデータを活用し、関係機関が連携して対策が必要と判断したエリアに対し、通過交通を抑制するための路面表示等の生活道路安全対策を実施する。

●整備率

本計画では、計画幅員に対する整備完了区間の割合について、片側ずつ算出した数値の平均としている。

●セットバック

幅員4m未満の道路（建築基準法第42条第2項）に面する土地で、その道路の中心線から2mの距離に建築しないよう建物等を後退させること。

●ゾーン30

道路幅員が狭く、住宅が密集している地域の通過交通車両の速度抑制を図るために、地域全体を30キロの速度規制とする対策。平成24年度に幸町の緑ヶ丘地区から導入。平成25年度は三原地区（えびす商店会付近）を指定、平成28年度は東弁財・西弁財地区を指定した。

た行

●第5次朝霞市総合計画

平成28年度を初年度とする、市の地域づくりの最上位に位置付けられた計画のこと。平成23年の地方自治法改正により市町村における策定義務がなくなったが、朝霞市総合計画条例（第4条）に、市長が基本構想を策定し、議会の議決を経なければならないと位置付け、引き続き、市の最上位計画として総合計画を総合的見地から策定した。

●第4期通学路整備計画

埼玉県通学路安全対策検討委員会において、園児、児童、生徒の視点から通学路における交通安全施設等の点検を行い、点検結果に基づき策定される計画。第4期は平成29年度から平成33年度の対策実施期間としている。

●超高齢社会

WHO（世界保健機構）と国連の定義に基づき、65歳以上の人口（老人人口）が総人口（年齢不詳を除く）に占める割合（高齢化率）が21%超の社会のこと。なお、65歳以上人口の割合が7%超で「高齢化社会」、同割合が14%超で「高齢社会」という。

●低炭素化社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

●低炭素社会づくり行動計画

平成20年7月の北海道洞爺湖サミットで、議長国を努めた我が国は、サミット終了後、化石エネルギーに依存した現在の社会から脱却し、低炭素社会づくりを進める行動計画を策定した。

●道路あんしん緊急アクションプログラム

児童・生徒や歩行者を守るため、市内100箇所の危険個所を5年間で改修していくプログラム。平成25年度から平成29年度まで、毎年約20箇所を改修。ハード面の改善ではなく、ベンガラ塗装、交差点表示、路面表示などソフト事業での改善を図る。

●道路網

各種の道路の空間的な分布状況をいう。道路法では、高速自動車国道、国道、都道府県道、市町村道から構成される。機能的にみれば、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、主要生活道路、区画道路、その他から構成される。

●都市基盤

都市における社会的・経済的活動を支える施設の総称で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等の都市の根幹をなす公共施設のこと。

●都市計画道路

都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画決定された道路をいう。一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。

●都市計画マスタートップラン

市町村が創意工夫のもとに市民意見を反映し、長期的な視点に立って、さまざまな土地利用のあり方や都市施設の整備などに関する基本の方針を定めたもの。

●土地区画整理事業

土地区画整理事業に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。本市では、北朝霞地区、本町一丁目地区、越戸地区、広沢地区、向山地区で事業が完了し、根岸台五丁目地区で事業を推進している。

は行

●バリアフリー化

社会生活上の障壁(バリア)を除去すること。元々は建築用語で建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

●ヒートアイランド

大都市で、郊外の地域に比べ都心部を中心として島状に気温が高くなる現象のこと。都市部では人工地盤が熱をためこみやすいうこと、また、自動車や冷暖房などから排出される熱の量が多いことなどがその原因となっている。

●ビジョン

将来の見通しや構想、未来像のこと。

●歩車共存道路

生活道路における通過交通の排除など、快適な生活環境の創造をもたらすこと目的とし、自動車の速度を抑制する処置を講じ、交通事故を防止し、歩行者にとって安全かつ安心な通行空間とした道路。

●補助幹線道路

幹線道路への接続、路線バス路線及び駅へのアクセス道路。

●ポケットパーク

僅かなスペースを活用し、都市環境の改善や憩いの場の創出などを目的に整備される小規模な公園・空地のこと。

●ボトルネック

ピンの口が水の流量を制限していることから転じて、交通の流れを制限する狭い道のこと)、つまり交通容量の小さな道・交差点等を指す。

●ポンエルフ

生活道路において、車道の蛇行や、車道への植栽の設置などの工夫によって、自動車がスピードを出さないよう設計し、歩行者との共存を図ろうとする道路のこと。

ま行

●面的速度規制

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保すること目的とした交通安全対策。代表例「ゾーン30」。

ら行

●ライフサイクルコスト

構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。

●路面性状調査

舗装のひび割れ・わだち掘れ・平坦性およびパッキング箇所数を調査し、そのデータを基に道路の現状を把握する調査。